第

4143

뭉



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2010年)平成22年12月15日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 配偶者控除等の要件を判定する場合の合計所得金額

 $oldsymbol{\Lambda}$:次の所得は、含める必要がありません。 【解説】

配偶者控除や扶養控除の対象になるかどうかを判定するときの合計所得金額には、次の所得は含める必要がありません。

- ①次のような所得で所得税が課されないもの
- イ. 利子所得のうち障害者等の利子非課税制度 の適用を受けるもの
- 口. 遺族の受ける恩給や年金
- ハ. 雇用保険法の規定により支給される失業等 給付、労働基準法の規定により支給される 休業補償など
- ②利子所得のうち源泉分離課税とされるもの
- ③配当所得のうち、
- イ. 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託の収益の分配
- ロ.確定申告をしないことを選択した次の配当 等
- ④源泉分離課税とされる定期積金の給付補て ん金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割 引債の償還差益
- ⑤源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式 等の譲渡による所得等で確定申告をしない ことを選択したもの







